

**弘前市
たばこの健康被害
防止対策の指針**

**平成28年8月
弘前市**

はじめに

たばこの煙は、数多くの化学物質や発がん物質を含んでおり、がんや心臓病、脳卒中などの危険性を高めることが明らかとなっています。また、たばこは、喫煙する本人だけでなく、吸わない周囲の人の健康にも大きな影響を及ぼすことから、たばこの健康被害防止対策を進めることは、疾病予防の観点においてとても重要な課題です。

弘前市では、平成20年3月に策定した「弘前市健康増進計画（健康ひろさき21）」において、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現に向け、「公共の場及び職場における禁煙・効果の高い分煙」、「未成年者の喫煙をなくす」等の目標を掲げ、たばこの健康被害防止に関する取り組みを進めてきました。

平成26年12月には「弘前市健康増進計画（健康ひろさき21）〔第2次〕」を策定し、「健康ひろさき21」による取組結果の検証と課題抽出を踏まえ、引き続き生活習慣病の一次予防等に向け、喫煙対策として「妊娠中の喫煙をなくす」及び「成人の喫煙率の減少」に取り組むこととしました。

そして、平成27年3月には、市の最上位計画である「弘前市経営計画」を改訂し、健康分野の戦略においてあらたに「たばこの健康被害防止対策事業」を掲げ、多様な主体から広く意見を聴きながら、たばこの健康被害防止対策のより一層の推進を図ることとしたところです。

これらのことを踏まえ、市では、市民や学識経験者、関係団体等で構成する「弘前市たばこの健康被害防止対策協議会」での協議・検討を経て、このたび、市民・関係者（団体）・行政が一体となってたばこの健康被害防止対策に取り組むための「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」を策定しました。

本指針により、市民の皆様がたばこ問題について関心を高めるとともに、たばこの健康影響について正しい知識を持ち、自主的にたばこの健康被害防止に取り組むことを願ってやみませ

ん。

市といたしましては、今後、本指針に基づき、市民の皆様と一体となって、たばこの健康被害防止対策を推進し、市民の健康増進に向け取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年8月

弘前市長 葛西 憲之

目次

第1章 本指針について	3
1 指針策定の背景	3
2 たばこの健康被害防止対策の必要性	3
（1）喫煙による健康影響（喫煙者本人）	3
（2）受動喫煙による健康影響（周囲の人）	4
（3）たばこの健康被害防止に向けて	5
3 弘前市の現状	6
（1）疾病・死亡に関する現状	6
（2）喫煙に関する現状	8
（3）公共的施設における受動喫煙防止対策の現状	11
4 指針の基本的な考え方	14
第2章 弘前市のたばこの健康被害防止対策	15
1 次世代の健康の確保	16
（1）未成年者の喫煙防止	16
（2）妊産婦の禁煙支援・喫煙防止	17
2 成人の喫煙率の減少	19
（1）喫煙者の健康の確保	19
（2）周囲の人の受動喫煙の機会減少	20
（3）禁煙希望者に対する支援	21
3 受動喫煙防止の環境づくり	23
（1）禁煙・分煙の分類	23
（2）施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿	24
（3）各主体による受動喫煙防止の取り組み	28
4 実現に向けた取り組み	30
参考 たばこの健康被害防止に関する主な取組経過	31
1 世界の動き	31
2 国の取り組み	32
3 弘前市の取り組み	36